

# イギリス文化省のスポーツ政策 アクターに関する一考察

中 村 祐 司

## はじめに

本稿の目的は、イギリス労働党政権のスポーツ政策における主要なアクターである「スポーツイングランド」を中心に、その政策変容と関連の諸アクター間の関係変容を機能的・役割的な側面から把握することである。

特に80年代以降、当時の保守党政権による行政サービスの市場化戦略の中で、政府は「契約」概念のもとで、スポーツ政策領域においても他の文化政策と同様、従来の直接的なサービス提供の在り方を大転換する方策を追及し続け、これを現実のものとしていった。NDPB (Non Departmental Government Bodies) 等を通じた地方レベルに至るまでの多元的なサービス提供主体の確保がそれである。従来、公的セクターが提供していた多くのサービス領域が、私的セクターやボランティアセクターとの競合にさらされることとなったのである。

こうしたサッチャー政権に始まった「小さな政府」の趨勢や基本的スタンスは、その後のメジャー政権、そして97年5月に誕生したブレア労働党政権によっても引き継がれ今日に至っている。しかし、保守党政権と現政権とを見比べると、前者においてはややもすれば政府とスポーツ活動が「乖離」する傾向にあったのに対して、後者では以下にみるように政府とスポーツ活動が「接近」したかのような印象を受ける。それは相対的に保守党政権がスポーツ政策の軸足を「市場」に置いたのに対して、労働党政権のそれは「コミュニティ」に置かれているように思われるからである。スポーツ政策領域においてイギリスでは97年の半ば以降、多くのプロジェクトや施策・制度が矢継早に設計され、実施に移されつつある。

そこで、スポーツ政策の支柱といえるイギリス文化省の「みんなのための未来のスポー

ツ」(A Sporting Future for All) と、スポーツイングランドの政策指針や施策をもとに、主としてイングランドにおけるスポーツ政策の変容を、関連諸アクターの機能と役割さらには相互関係に注目しつつ把握していきたい。1で文化省の政策概要を押さえた上で、2でスポーツ政策の内容を整理し、3で政策の主要なアクターである「スポーツイングランド」が果たそうとしている役割や機能とは何なのかを探り、最後に関連諸アクター間の相互作用の枠組みを把握することを通じて、今後のイギリススポーツ政策の方向性について考察したい。

## 1. 文化省の政策概要

イギリス文化省(DCM= Department for Culture, Media and Sport. 92年4月に設置されたDNH= Department of National Heritage が97年7月に名称変更。職員数は約400名と中央省庁の中で最も小規模。日本語名では同じく文化省と呼ぶ。)は最も「若い」省庁であり、文化活動やスポーツ活動を通じて、また産業の創造を強化することを通じて、あらゆる人々の生活の質を向上させることを目的としている。2000年度の文化省予算10億ポンドのうち90%が文化セクターやスポーツセクターのサービス提供者に対して直接提供されている。50以上の公的機関が文化省から資金援助を受け、これらがスポーツ・文化活動のサポートを行っている。また、国営くじのルール改正が98年8月になされ、スポーツを含む文化活動に従事する小規模なグループに提供される国営くじ補助金が2倍になった<sup>(1)</sup>。

99年に文化省は芸術やスポーツが長期にわたる失業者数の低下、犯罪の減少、健康の増進、生活の質向上という成果に寄与しているという報告書を公表した。この中で芸術・スポーツは個々人の誇り、コミュニティの精神、そしてコミュニティが自らの再復興のプログラムを実施する手助けとなると主張している。

また、地域のパートナーシップはそこに住む人々、コミュニティやボランティア組織、公的諸機関、地方行政機関、そして企働の協働をもたらし、当該地域の諸課題や優先対策事項さらには実施プランなどを明確にし、今後10年間の変革に向けた諸提案が展開されるとしている<sup>(2)</sup>。

文化省はスポーツイングランドとUKスポーツを監督し、学校スポーツ政策から国際スポーツ政策に至るまで一連の包括的なスポーツ諸課題をめぐる政府の戦略設定の手助けを行う<sup>(3)</sup>。21世紀における政府のスポーツ戦略である「みんなのための未来のスポーツ」は学校と地域のクラブや諸組織の間のスポーツ活動をめぐる調整の重要性に焦点を当ててい

る。以下、この報告書の内容を把握していきたい<sup>(4)</sup>。

## 2. 文化省のスポーツ政策<sup>(5)</sup>

文化省はスポーツ組織やその運営が分断化しあまりにもしばしば非専門的であるとして、この改善のためにスポーツイングランドに対して、くじ資金 (lottery funds) の20%を青少年スポーツに配分するよう要求している。また、スポーツ統轄団体に対して、放映収入 (broadcasting) の一部を学校スポーツ施設に投資させるための奨励策を実施すると述べている。2003年までに110のスポーツ専門カレッジ (エリートスポーツにおける体育とスポーツに集中的に取り組む中学校) を創設することも表明し、さらには、600人の学校スポーツコーディネーターを設置し、学校ファミリー (families of schools) を拠点にスポーツ専門カレッジと提携し、今後3年間で600の中学校と3000の小学校を包括する150のファミリーを設立するとしている。スポーツ専門学校はイギリススポーツ研究機関のネットワークセンター (the United Kingdom Sports Institute (UKSI) network centres) との連携も図ることとなっている。

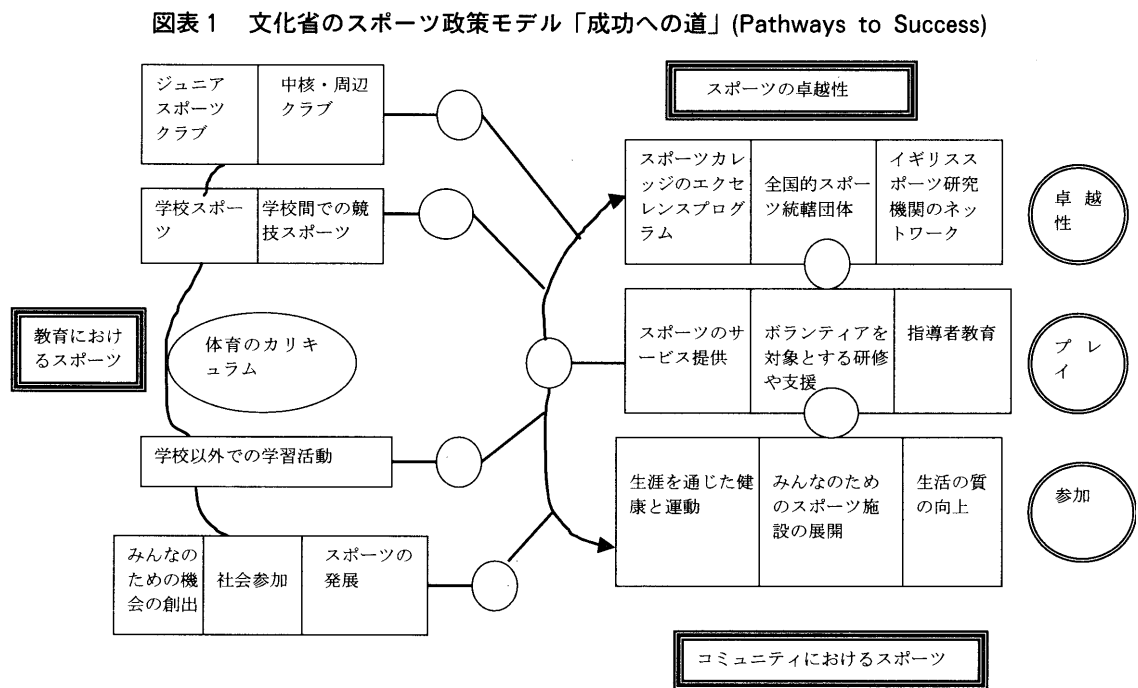
その他にもスポーツ活動場 (playing fields) の売却や他利用のための開発について厳しい枠組みを設定し、そのための監視ユニット (a monitoring unit) の設置を提唱している。また、スポーツイングランドや地方政府協議会 (the Local Government Association) に働きかけ、どこにおいてスポーツ施設の設置需要が最大であるか調査させたり、スポーツイングランドのくじ戦略においてくじ収入の75%をコミュニティスポーツの発展のために提供させるとしている。

加えて文化省は、サッカーの放映権料による収入の一部が既に草の根スポーツ施設 (grassroots facilities) の建設に提供されている事実を指摘した上で、このことはサッカートラスト (the Football Trust) が地方行政機関や学校、ボランティアな施設に資金を提供する新たなサッカー財団 (Football Foundation) に改組されたこととも関係があると述べている。

文化省が特に強調しているのが地方行政機関の役割である。地方行政機関を「共有された戦略をめぐる多様なすべてのパートナーの協働を可能とさせる触媒」と位置づけ、スポーツ担当の地方行政職員の研修の必要性を強調する。これにスポーツ統轄団体を加え、政府、地方行政機関、スポーツ統轄団体の3者で効果的なクラブ構造の発展のための推進策を提供したいとしている。

同時に全国的統轄団体の世界水準レベルのサポートプログラム (the National Governing Body World Class Support Programmes) が重要だとし、国内4つのスポーツカウンシルに対しても一流選手養成のプログラム作成を要請するとしている。そして、スポーツカウンシルのプログラム資金とくじ資金とが共に統轄団体のエリート選手養成に向けて提供される必要があることにも言及している。

以上のような文化省のスポーツ政策のモデル図ともいうべきものが以下の図表1である。



資料：Department for Culture, Media and Sport, *A Sporting Future for All*(London, 2000), pp.24-25. を日本語訳。

また、図表2はイングランドにおけるここ6年余りにわたる地方行政機関の文化政策領域別の支出を示しており、経常支出、資本支出ともにスポーツ・レクリエーション支出の占める割合の高さが読み取れる。

図表2 イングランドにおける地方行政機関の支出（単位100万ポンド）

	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度 (見込み)
<経常支出>						
博物館・美術館	127	131	134	138	125	136
図書館	596	622	605	607	624	658
スポーツ・レクリエーション	531	510	539	537	559	533
観光	69	72	72	80	76	92
他の文化・遺産関係	126	127	128	128	131	143
経常支出合計	1,448	1,463	1,477	1,490	1,514	1,562
<資本支出>						
博物館・美術館	26	23	26	31	29	25
図書館	30	25	30	30	29	24
芸術活動・施設	-	-	-	67	68	59
スポーツ・レクリエーション	169	186	208	192	231	234
資本純支出合計	225	234	264	320	357	342
総支出	241	252	274	335	375	356
資本収入金	-16	-18	-10	-15	-18	-14
地方行政機関支出合計	1,673	1,697	1,741	1,810	1,871	1,904

資料：Department for Culture, Media and Sport, *The Government's Expenditure Plans 2000-01 to 2001-02 for the Department for Culture, Media and Sport, Annual Report 2000* (London, 2000), p.179.より作成。

その他の関連諸アクターとして、スポーツ活動場の売却抑制に関して、「全国スポーツ活動場協議会」(the National Playing Fields Association) や「イングランド体育・スポーツ中央カウンシル」(the Central Council of Physical Recreation and Sport England) の代表者が監視ユニットのメンバーとして加わることとなっている。また、「体育教員協議会」(Physical Education Professional Associations)、「学校スポーツ協議会」(School Sport Association)、「スポーツの発展に関わる全国協議会」(the National Association of Sports Development)、「スポーツ・レクリエーションマネジメント協会」(Institute of Sport and Recreation Management)、「レジャー・アメニティ管理者協会」(Institute of Leisure and Amenities Managers)、「サッカー協会」(Football Association)、「FAプレミアリーグ」(FA Premier League)、「サッカー財団」(Football Foundation) などが諸アクターとして挙げられる。なおサッカー財団は、サッカーのテレビ放映収入の少なくとも5%を草の根のスポーツ発展のために資金提供することになっていて、文化省はこの財団の役割が他のプロスポーツのモデルとして位置づけている。

### 3. 「スポーツイングランド」の役割と機能

図表3から分かるように他のNDPBと比較して、文化省のスポーツイングランドへの補助金は極めて高いレベルにあり、エリート競技水準の向上を志向するUKスポーツカウンシルの3倍以上となっている<sup>(6)</sup>。

	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度計画	2001年度計画
スポーツ関係合計	50,144	49,360	51,958	52,023	52,100
スポーツイングランド	36,925	36,489	37,873	37,973	38,025
スポーツマッチ	3,200	3,200	3,373	3,373	3,425
UKスポーツカウンシル	11,824	11,600	12,600	12,600	12,600
チルドレンズ・プレイ	400	400	500	500	500
サッカーライセンス機関	896	792	920	900	925
イギリスチェス連盟	49	49	50	50	50
その他のスポーツ支援	50	30	15	-	-

資料：Department for Culture, Media and Sport, *The Government's Expenditure Plans 2000-01 to 2001-02 for the Department for Culture, Media and Sport, Annual Report 2000*(London, 2000), p.182.より作成。

97年に設置された「スポーツイングランド」はイングランド内に10の地方局を持っている。イングランドにおけるスポーツインフラストラクチャーの開発及び維持と、国営くじ資金の配分を目的としている<sup>(7)</sup>。そして、3大戦略として、①多くの人々がスポーツに関われるようにする（「アクティブな学校」、「アクティブなコミュニティ」、「アクティブなスポーツ」）②多くのスポーツ施設へのアクセスを可能とする ③多くのメダル獲得を目指す、ことが掲げられる<sup>(8)</sup>。

150万人のボランティアが関わっているスポーツイングランドは、地方行政機関に対してスポーツを通じたベストバリュー（Best Value）を実施する手助けとなる情報や手引き、サービスの提供に乗り出すとしている。また、「探求」（Quest）というイニシアチブによりスポーツ・レジャー施設のサービス提供や管理運営の質の向上に関する情報提供を行っていくとしている。

「アクティブな学校」の展開では、スポーツイングランドは教育セクター、保健セクター、政府セクターにまたがる多くのパートナー、すなわち、文化省、教育雇用省、「青少年スポーツトラスト」（Youth Sport Trust）、「全国指導者連盟」（National Coaching Foundation）、「イギリス体育指導教師協議会」（British Association of Advisors and Lecturers in PE）、「イギリス体育協議会」（Physical Education Association of the UK）、「保健教育機関」（Health Education Authority）、などといった団体と密接に協働するこ

との必要性を強調している<sup>99)</sup>。

コミュニティレベルの活動に関連して、スポーツイングランドは、「スポーツ開発担当者」(Sports Development Officers)の基盤の拡大、社会的疎外を解消するための「アクティブ・コミュニティプロジェクト」(Active Community Projects)の展開、「スポーツ開発の探求」(Quest for Sports Development)の導入、これと連結する「スポーツ開発に関わる国の業務遂行監視者」(National Performance Indicators)の設置、コミュニティ・グループのスポーツ指導者のための研修プログラムである「スポーツ運営」(Running Sport)の充実、さらにはコミュニティ機関や関係組織の青年労働者、コミュニティ・社会サービス従事者、ボランティアのスポーツ指導者などを対象にした研修、くじ資金が投入される「スポーツアクションゾーン」の設置など、スポーツを通じた極めて盛りだくさんのコミュニティ再生施策を掲げている<sup>100)</sup>。一方、高水準競技レベルのエリートスポーツについても、スポーツイングランドは「イングランドスポーツ研究機関」に対する側面からの支援を強調している<sup>101)</sup>。

ベストバリューとの関係でもスポーツイングランドは、地方行政機関と当該地域の人々とのコミュニケーションの在り方を根本的に変化させるべきだと強調する。地方行政機関をスポーツイングランドの最も重要なパートナーシップの一つを構成するものだとし、スポーツイングランドの目的、目標、プログラムの多くを執行する上で極めて重要な存在であると位置づけ、そのため手助けとなる情報、ガイダンス、サービスを提供することが重要であるとしている。そして4つの「C」、すなわち、挑戦 (Challenge)、協議 (Consult)、比較 (Compare)、競争 (Compete) という戦略的な標語が掲げられている<sup>102)</sup>。

さらに「スポーツを通じたベストバリュー—スポーツの価値」という提言の中で、「スポーツは広範な文化的、社会的、経済的、環境的政策枠組みの中でその地位を強いものにならなければならない」として、地域開発機関 (Regional Development Agencies)、地域会議 (Regional Assemblies)、地域文化協会 (Regional Cultural Consotia) の設立を通じた地域の決定作成や責任の強化が必要であると指摘している。

続けて、スポーツイングランドによればコミュニティの再生は当該地域の社会的、経済的、環境的側面の改善に関わるもので、人々やコミュニティが直面する諸問題は多次元にわたっている。それゆえこうした諸問題の解決は割拠化、官僚化したアプローチでは見出されないがゆえに、旧来のやり方に立ち向かい、省庁や組織を横断する全体的なアプローチが必要であるとされる。スポーツが社会的、経済的、環境的な恩恵を地域コミュニティ

にもたらずには、全国的・地域的な諸機関の間での、また、担当部局、特に地方行政機関における担当部局を横断する形での協働や誓約が不可欠だとするのである。

その際、スポーツイングランドこそが全国的レベルで、そのようなパートナーシップや効果的な協働を促進するスポーツ発展の包括的な枠組みを設定し得るのであり、十分なレベルの資金提供によって支えられたアクティブ・スクール、アクティブ・コミュニティ、アクティブ・スポーツプログラムは、今後10年間でこの国におけるスポーツサービス提供の景観と機会を変容させることになるかと予測している。

そのためにスポーツ関係者がしなければならないこととして以下の6項目が指摘されるのである。すなわち、

- ① 資金提供の継続を正当化しその利益を守るために、地方行政機関はベストバリューという「能力発揮の好機」を逸さないこと、
  - ② ベストバリューにおける「協議」の要素を通じて、地方行政機関のスポーツへの資本投入の範囲を明確にすること、
  - ③ 地域的に健康増進プログラム、健康アクションゾーン、健康生活センター、健全な学校や放課後クラブに対して影響力を持つこと、
  - ④ 社会的疎外に関連し、スポーツが「コミュニティにおけるニューディール」(New Deal for Communities) プログラムに含まれる政府の「開拓領域」(Pathfinder Area) イニシアチブの確実な構成要素となるようにすること、
  - ⑤ 「単独再生予算」(Single Regeneration Budget) や「ヨーロッパ社会基金」(European Social Fund) を原資とするスポーツ関連プロジェクトに対する政府の資金提供を継続させること、
  - ⑥ スポーツが地域文化会議や地域開発機関の明確な政策課題となるようにすること、
- である。そして最後に7番目の項目として、「おそらくスポーツは楽しみ、享受、レジャーと結びついているがゆえに、あまりにもしばしば、社会政策や資本投資の面で影響力を有するスポーツ外部の諸機関に忘れられるか、深刻に考慮されない結果となってしまう。しかし、ここで証明されたようにスポーツはほとんどの近隣の『凋落』(run-down)を刷新し、人々の生活の質を改善するのに重要な役割を果たす。多くの人々にとってスポーツは楽しみである。しかし、スポーツは真剣に考えられなければいけないし、社会政策や社会活動に重要な貢献を行うものとして価値づけられなければならない」と結論されるのである<sup>49)</sup>。



くじ資金についても、スポーツイングランドは意欲的に「くじ資金戦略」(Sport England Lottery Fund strategy)において、「くじ資金の提供がすべての人々、すなわち、若者も年配者も、健常者も障害者も、黒人も白人も、男性も女性も、才能のある人もない人も皆がスポーツに参加し、スポーツを通じて各々の人的目標を達成する。このことはスポーツ活動の水準を向上させるだけではなく、国民の健康増進、教育、コミュニティの再生、社会との一体感、雇用、経済にとって大きなインパクトを与える」として、すべての人々がアクセス可能な「コミュニティプロジェクト資金」(Community Projects Fund)と「ワールドクラスの資金」(イギリススポーツカウンシルとのパートナーシップで執行)という2大戦略を2001年からスタートするとしている。

前者は、①小規模な資金提供 (Small Projects Award. 学校やボランタリーグループの資本や短期の歳入計画に関わるもの。経済的な困窮状態にあるグループが優先される。なお諸決定は地方レベルにおいてなされる。) ②資本金提供 (Capital Awards. コミュニティが提供する。スポーツ参加の増大を目的とする。「優先地域イニシアチブ」や「スポーツアクションゾーン」を通じて、レクリエーションが困窮状況にある地域を優先的に対象とする。また、「学校コミュニティ・スポーツイニシアチブ」など若者に恩恵を与える計画に対して優先的に資金提供する。) ③歳入資金提供 (Revenue awards. スポーツにおける社会的疎外の克服に向けて資金提供される。) といった3つの政策的構成部分に分かれている<sup>94</sup>。

## おわりに

ブレア労働政権のスポーツ政策の特質について、中心的な政策アクターとしてのスポーツイングランドに注目すれば、第1に、保守党政権とは異なるやり方、すなわち、草の根スポーツをコミュニティの再生と連動させつつ、エリートスポーツとの連結・統合を図ろうとする政府の戦略が指摘できる。スポーツ市場やスポーツ産業における私的セクターの役割を保守党政権時代と同様に重視するものの、ある意味ではそれ以上にボランタリーセクターの活発な活動を促し、学校をコミュニティ生活の中核としながら、スポーツ活動への市民参加の拡大とそれに伴う諸アクター間のパートナーシップ構築を通じて地域の再生を図ろうとしているのである。ここにその時々イギリス首相のスポーツ観が個々のスポーツ施策に如実に反映されたとみるのは短絡的過ぎるであろうか。

第2に、学校体育のカリキュラムの見直しにとどまらず、社会における新しいスポーツ

の価値創造を行っていかうとする政府の姿勢が明確になっている。スポーツ活動が社会に及ぼす恩恵は単にスポーツ世界にとどまらず、社会全体に浸透し得るものであるし、浸透させなければならないというイギリス政府の再認識がスポーツイングランドの政策を通じて示されているのである。いわば、政府はスポーツ創造の垂直的・水平的拡大の社会的枠組みを提供しようとしているのであり、あたかも矢継早に繰り出される数々の施策はすべて「成功への道」というスポーツ政策モデルの達成を視野に入れているといっても過言ではないであろう。

しかし、第3にこのことはスポーツイングランドや地方行政機関の役割や機能をますます、政策枠組みの立案やスポーツ活動活性化のための誘導的政策、さらにはスポーツサービス提供をめぐる契約化へと向かわせることになる。要するにスポーツ政策領域における諸アクターのネットワーク化は、特にその実効性の側面において、スポーツイングランドと地方行政機関という2つの中心アクター以外の周辺諸アクターの政策実施能力や企画立案能力、さらには裁量的創造能力といった資質を強力に要請するようになっている。スポーツ統轄団体、地域のスポーツクラブ、ひいては市民のスポーツ活動をめぐる考え方、積極的行為、そして自己責任が問われるスポーツ環境が醸成されつつあるといえよう。果たしてこうした「文化省発」の多種多様な下降型のスポーツ政策プログラムに諸アクターは実際に対応できるのであろうか、自らが上昇型のスポーツコミュニケーションルートを確立し、能動的にスポーツ社会の構築に取り組むことができるのであろうか。いずれにしてもそのための環境ないしは枠組みが整いつつあることは確かであろう。

第4に、いずれのレベルにおいてもイギリスではスポーツをめぐる政策評価が今後ますます活発化していくことは間違いない。その際の物差しとして市場価値や経営（マネジメント）、コスト削減が行政領域固有の特性を凌駕する形で強調される傾向は今後さらに強まっていくであろう。スポーツ活動の社会的特質を評価規準に組み込んだ政策評価システムの構築は可能なのであろうか。このことは諸アクター間のスポーツ政策ネットワークそのものの変容にも連動していくように思われる。

最後に、本稿で検討してきたスポーツ政策がその実施過程において、諸アクターの財源との絡みで政府への一層の依存を増大させるのか、政策の押し付けないしは混乱を生み出す結果で終わるのか、あるいはこのスポーツ新政策を土台にスポーツ諸活動とこれに連動する地域・コミュニティにおける社会諸活動の量と質の躍動をもたらすのかは、結局は個々の市民のスポーツ・文化生活に向き合う資質にかかっていることを指摘しておきたい。

## 註

- 1) <http://www.culture.gov.uk/role/index.html>
- 2) *ibid.*
- 3) *ibid.*
- 4) *ibid.*
- 5) Department of Culture, Media and Sport, "A Sporting Future for All"  
[http://www.culture.gov.uk/PDF/sport\\_text.pdf](http://www.culture.gov.uk/PDF/sport_text.pdf)
- 6) 最近のイギリス文化省の年次報告によれば、スポーツイングランド（イングランドスポーツカウンシル）は96年9月19日にロイヤルチャータによって設置され、97年1月1日に完全施行された。スポーツイングランドは、イングランドにおけるスポーツとフィジカルレクリエーションの展開とスポーツ施設の提供を助長・支援・促進する責任を負う。特にイングランドにおける若者のスポーツ、スポーツ活動やスポーツの卓越行動を達成することに焦点を当て、国営くじのスポーツ領域配分の責任を有する。

99年における主要な政策は以下のようにまとめられている。すなわち、

「同年1月において、困窮地域におけるスポーツ活動の改善を目指す12のスポーツアクション・ゾーンがスタートした。今後10年間で30ゾーンが指定されることとなっている。イングランド障害者スポーツ連盟が同年10月に発足した。現在、1025の学校が『スポーツ・マーク Sportsmark』に関わる資金提供の対象となっており、72の学校が金賞の『スポーツ・マーク』対象校となっている。小学校の優れた身体活動プログラムを認定する『アクティブマーク』や『金賞アクティブマーク』計画がスタートした。『最高のプレイ』スポーツ計画には13,800校と6,500のコミュニティによるアクセスが260万人の子供たちをカバーする形でなされている。」「5月には10年間のくじ戦略がスタートした。くじは毎年、今後10年間にわたって1億5000万ポンドをコミュニティプロジェクトに対して提供し、5000万ポンドを『世界クラス基金 the World Class Fund』に対して提供する。くじ戦略にはまた、特に若者や不利益を被っている少数派市民、女性、身体障害者のニーズに対応した多くのプログラムも含まれる。（中略）イギリススポーツ研究機関 UK Sports Institute に対する支援も1億2000万ポンドに増額されることが表明された。ネットワークは、トップアスリート、指導者、指導責任者が受ける世界クラスのサービスや施設を提供するであろう」というものである。

UKスポーツカウンシルは、96年9月19日に発足し、97年1月1日から完全施行となった。UKスポーツは「各々のスポーツカウンシルの中で指導的な役割を果たし、戦略的な計画運営、調整もしくはイギリス全体としての利益を求め、イギリス全土に適用されるスポーツ政策や不必要な重複を明確にすること、世界レベルに通じる卓越的なスポーツのUKレベルの高度な競技スポーツに焦点を置き、そのための枠組みを確立すること」を責務としている。

99年度の政策実績としては世界レベルの選手養成、スポーツ統轄団体と共にドーピング対策の実施、くじ資金での運営、イギリススポーツ研究機関との連携、「選手生涯教育プログラム」(ACE= the Athlete Career and Education programme) や「高度指導プログラム」(CPD= the High Performance Coaching Program) が挙げられている。(Department for Culture, Media and Sport, *The Government's Expenditure Plans 2000-01 to 2001-02 for the Department for Culture, Media and Sport, Annual Report 2000* (London, 2000), p.162, p.171. 中略筆者)。

- 7) [http://www.english.sports.gov.uk/about/about\\_1.htm](http://www.english.sports.gov.uk/about/about_1.htm)
- 8) [http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/whatwedo\\_1.htm](http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/whatwedo_1.htm)
- 9) [http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/foryou/for\\_las\\_1.htm](http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/foryou/for_las_1.htm)
- 10) [http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/active\\_commune/actcommu.htm](http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/active_commune/actcommu.htm)
- 11) 99年3月から活動を開始したイングランドスポーツ研究機関は、世界レベルの競技者のために最高水準のトレーニング環境を提供することを目的とする諸センター及びサービス提供者のネットワーク機関で、4,000人ほどの競技者を対象にする予定である。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドのスポーツ研究機関と共に、イギリススポーツ研究機関の一部を構成することとなる。ネットワーク内のサービスは、9つの地域研究委員会によって管理運営され、構成員にはコーチや選手も含まれる。労働党政権誕生以後、地理的なネットワークを有していなかった「イギリススポーツアカデミー」(British Academy of Sport) が「イギリススポーツ研究機関」に変更され、さらに99年末に「イギリススポーツ研究機関中央サービス」が創設され、イギリス全土のスポーツ競技水準の向上をめぐる調整者としての役割を担うこととなった。「スポーツイングランドくじ資金」により運営され、全国的スポーツ統轄団体と連携しつつ活動することが強調されている。

(<http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/eios/eios.htm>)

- 12) [http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/best\\_value/bestval.htm](http://www.english.sports.gov.uk/whatwedo/best_value/bestval.htm)
- 13) Sport England, *Best Value through Sport, the Value of Sport* (Sowersby, 1999), pp.7-34.
- 14) <http://www.english.sports.gov.uk/lottery/strategy/start1.htm>

Abstract

## A Study of Sports Policy Actors of Department for Culture, Media and Sport in Britain

Nakamura Yuji

The purpose of this study is to clarify the contents of Britain's sports policy. The Department for Culture, Media and Sport (DCM) and Sport England (SE) have changed the policy of sport to emphasize links between recreational sport and elite sport and attach greater importance to sporting life than not-sporting life.

Sport England (the English Sports Council) is responsible for fostering, supporting and encouraging the development of sport and the provision of sporting facilities in England. It focuses on the achievement of sporting performance and excellence in England and has responsibility for the distribution in England of sport's share of the National Lottery.

In this article, I will try to grasp some points of DCMS's sport's programmes and SE's sport's procedures such as "A Sporting Future for All." It is also referred to other sports related actors such as local authorities, UK Sports Council, UK Sports Institute and so on. I will discuss what is the new role and the function of Sport England, local authorities, community, sport clubs, schools and citizens and what is the new policy problem which now confronts us in a world-wide tendency toward "Small Government."

(2000年6月1日受理)